

参考資料 3－1

(別紙)

指定商品又は指定役務に係る業務を行うことができる者が法令上制限されているため、出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行わないことが明らかな場合について（案）

平成27年12月

標記に該当するものとしては、指定商品又は指定役務に係る業務を行うには、法令に定める国家資格等を有することが義務づけられている場合であって、願書に記載された出願人の名称等から、出願人について当該資格を有し得ないと明らかに認められる商標登録出願が想定される。

(具体例)

以下の役務については、法令上資格を有する者の業務となっており、これらの役務を法人（これらの役務を行うことが法令上認められている法人を除く。）等が出願した場合が想定される。

① 役務「訴訟事件その他の法律事務」については弁護士又は弁護士法人（弁護士法第72条）

弁護士法第72条

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

② 役務「登記又は供託に関する手続の代理」については司法書士又は司法書士法人（司法書士法第73条）

司法書士法第73条

司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く。）は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

③ 役務「工業所有権に関する手続の代理」については弁理士又は特許業務法人（弁理士法第75条）

弁理士法第75条

弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登

参考資料3－1

録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する異議申立て若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を業とすることができない。

- ④ 役務「財務書類の監査又は証明」については公認会計士又は監査法人（公認会計士法第47条の2）

公認会計士法第47条の2

公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第二条第一項に規定する業務を営んではならない。

- ⑤ 役務「税務相談」及び「税務代理」については税理士又は税理士法人（税理士法第52条）

税理士法第52条

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

- ⑥ 役務「医業」については医師（医師法第17条）

医師法第17条

医師でなければ、医業をなしてはならない。

- ⑦ 役務「歯科医業」について歯科医師（歯科医師法第17条）

歯科医師法第17条

歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

- ⑧ 役務「調剤」については薬剤師（薬剤師法第19条）

薬剤師法第19条

薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方せんにより自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときは、この限りでない。（略）